

特定工場等で発生する振動の規制基準

ここでいう「特定工場等」とは、振動規制法に基づく特定施設を有する工場・事業場をいい、特定工場等において発生する全ての振動に対して、次表の区域の区分ごとに同表の時間の区分に掲げる基準が適用される。

時間の区分 区域の区分	昼 間 〔午前8時から 午後7時まで〕	夜 間 〔午後7時から 翌日の午前8時まで〕
第1種区域	60デシベル以下	55デシベル以下
第2種区域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考1 区域の区分は、振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準等の設定（平成28年薩摩川内市告示第186号）に定める区域の区分による。

2 デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。

3 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。

4 振動の測定方法は、次のとおりとする。

(1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。

- イ 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
- ロ 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所
- ハ 温度、電気、磁気等の外因条件の影響を受けない場所

(2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から右の表の左欄に掲げる指示値の差ごとに同表の右欄に掲げる補正値を減するものとする。

指示値の差	補正値
3デシベル	3デシベル
4デシベル	2デシベル
5デシベル	
6デシベル	1デシベル
7デシベル	
8デシベル	
9デシベル	

5 振動レベルの決定は、次のとおりとする。

(1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。

(2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

(3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、百個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。

6 振動の測定点は、特定工場等の敷地の境界線を基本とする。